

# 申し合わせ

令和9年3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

## 記

### 第1 求人受理及び推薦、選考開始期日等について

#### 1 新規中学校等卒業生（新規の義務教育学校卒業生、中等教育学校の前期課程修了者及び特別支援学校中等部卒業生を含む。）

- (1) 求人は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、**令和8年6月1日**から受理を開始するものであること。
- (2) 他安定所への求人連絡は、**令和8年7月1日以降開始**するものであること。
- (3) 推薦、選考は、**令和9年1月1日以降**（推薦については文書到達主義）開始するものであること。

#### 2 新規高等学校等卒業生（新規の中等教育学校卒業生及び特別支援学校高等部卒業生を含む。）

- (1) 安定所における求人申込みの受理及び確認（求人票への受理・確認印の押印）のための求人票の受付は、求人事業所を管轄する安定所において**令和8年6月1日から開始**するものであること。
- (2) 安定所の確認した求人票の求人者への返戻は、**令和8年7月1日以降行う**ものとする。したがって、高等学校等における求人申込みの受理は、安定所の確認を受けた求人票により**令和8年7月1日以降開始**するものであること。

なお、この手続きによらない求人申込みがあった場合には、高等学校等は生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。

#### (3) 推薦開始期日については、令和8年9月5日以降（文書到達主義）とし、当該期日から一人二社までの複数応募・推薦を可能とすること。

（県外の求人に応募する場合は、応募先都道府県の申し合わせによること。）

ただし、求人者の意向を考慮し、求人者が一人一社での応募・推薦を希望する求人については、複数応募・推薦は行わないこととし、複数応募・推薦の可否等について、安定所より確認を行う。

- ① 求人者が併願者の応募を可能とする場合は、求人は原則として全国公開となること。
- ② 複数応募が可能な生徒は、以下のいずれにもあたる生徒であること。

ア：指定校求人に応募していない者。

イ：公開求人の求人者が併願者の応募を不可としている求人に応募していない者。

ウ：応募時点において、採用が内定していない者。

#### (4) 選考開始期日については、令和8年9月16日以降であること。

- ① 採用選考の実施及び、選考結果の通知は、速やかに学校を通じて応募者に文書をもって通知すること。

なお、単願・併願を採用選考の判断基準としないこと。

- ② 内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡すること。

なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退通知を、速やかに学校を通じて行うこと。

求人者は、求人数を上回る採用内定を出した場合、内定の承諾があった生徒全員を雇用すること。

(※) 民間職業紹介事業者を活用する場合においても、同様の取り扱いとする。また、学校推薦と合わせて一人二社までとする。

(5) 令和8年10月1日以降も、一人二社まで応募・推薦可能とする。ただし、就職面接会においては、一人二社以上応募可能とすること。

(6) 「学校の就職あっせん」と「民間職業紹介事業者の就職あっせん」の取り扱いに係る留意事項について

高等学校等及び安定所は、学校による就職あっせんと民間職業紹介事業者による就職あっせんについて、生徒及び保護者から相談等があった場合、それぞれの特徴について丁寧に説明し、生徒の主体性に基づき学校の就職あっせんと民間職業紹介事業者の就職あっせんの利用について選択できるように配慮すること。

## 第2 家庭訪問の取扱いについて

新規中学校等及び高等学校等卒業者を対象とする求人活動のための求人者（求人者の委託を受けた者を含む。）の家庭訪問は、これを全面禁止するものであること。

## 第3 学校訪問の取扱いについて

求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとすること。

## 第4 文書募集の取扱いについて

- 1 新規中学校等卒業者を対象とする文書募集は、時期の如何を問わず行わないものであること。
- 2 新規高等学校等卒業者を対象とする文書募集開始は、令和8年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1) 安定所へ求人申込みを行った求人であること。
- (2) 求人管轄安定所名、求人番号を掲載すること。
- (3) 安定所において確認を受けた求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
- (4) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者による推薦開始期日、選考開始期日については、上記第1の2(3)(4)の取扱いと同様であること。

## 第5 応募前職場見学について

学校への求人申込み後に実施することとし、実施時期は原則として夏休み期間中とするなど、学事日程に影響の少ない時期とすること。

採用選考と異なることから、参加の有無を採否の判断基準に含めないこととし、応募書類をはじめとして生徒に書類を求めることのないようにすること。また、本人の状況を聴取するなど、採用選考に直接繋がる質問をすることや、内定と受け取られるような発言をしないこと。

なお、学校が教育活動として行う、企業現場における職場体験や実習等については、推薦及び選考の開始期日以前に実施することを妨げないものとする。

## 第6 応募書類の取扱いについて

求人者が、採用に際して徴することができる応募書類は、全国高等学校統一用紙（応募書類その1、調査書その2）で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。

なお、全国高等学校統一用紙（応募書類その1）の履歴書の記入方法については、求人者の意向を踏まえて、「①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可能」のいずれかとする。（パ

ソコン入力様式は、全国高等学校統一用紙（応募書類その1）の履歴書項目やサイズを変更することは不可。）

また、高卒求人票裏面の補足事項に記載した履歴書記入方法は、安定所が求人票提出時に確認を行う。

(※) 民間職業紹介事業者においても、同様の取り扱いとする。

(※) 令和7年度から全国高等学校統一用紙（応募書類その1、調査書その2）を改定したため、改定後の様式を使用するよう留意すること。

## 第7 採用選考について

- 1 生徒の基本的な人権を尊重し、「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性と能力をもっているか」ということを基準にして採用選考を行うこと。
  - ① 「本籍・出生地」「家族」「住宅状況」「家庭環境」等の就職差別につながるおそれのある質問（社用紙提出を含む）や調査等を行わないこと。
  - ② 出自、障害、難病の有無及び性的マイノリティなど特定の人を排除することなく、公正な採用選考を行うこと。
  - ③ 採用選考時における健康診断を実施する場合は、それが応募者の適性と能力を判断する上で必要不可欠であるか慎重に検討すること。
- 2 男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女子と男子の均等な機会が与えられること。
- 3 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に基づき、労働条件等の明示、職場における就労実態に係る情報の提供等に配慮すること。

## 第8 就業開始期日について

- 1 新規中学校等卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期は令和9年4月1日以降とすること。
- 2 新規高等学校等卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期については卒業後とするものであること。

令和8年3月18日

(一社) 茨城県経営者協会会長  
(一社) 茨城県銀行協会理事長  
茨城県商工会議所連合会会長  
茨城県商工会連合会会長  
茨城県中小企業団体中央会会長  
茨城県教育委員会教育長  
茨城県高等学校長協会会長  
茨城県高等学校教育研究会会長  
茨城県産業教育振興会理事長  
茨城県私学協会会長  
茨城県学校長会会長  
茨城県教育研究会会長  
茨城県産業戦略部長  
茨城県労働局職業安定部長  
茨城県公共職業安定所長会会長